

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 20 日

各医療機関（調剤薬局） 殿

香川県国民健康保険団体連合会

福祉医療費助成事業現物化にかかる請求について

平素より、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 8 月診療分から、乳幼児医療費の診療報酬明細書等による現物給付方式を実施しているところではありますが、平成 26 年 8 月診療分より新たに別紙の市町が公費番号を使用して各医療費助成事業を現物給付で行うこととなりました。

つきましては、乳幼児医療費と同じく併用レセプトにより請求をしていただくこととなりますので、宜しくお願い申し上げます。

また、現在行っている乳幼児医療費助成事業と新たに行う福祉医療費助成事業（別紙 1）につきましては、平成 26 年 8 月診療分より併用レセプトで請求できる保険者を、後期高齢者医療を除く全ての保険者に改めますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、実施 5 市町分の周知文書を同封しておりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

お問合せ先

〒760-0066 高松市福岡町 2-3-2

香川県国民健康保険団体連合会 審査管理課

TEL 087-822-9341

FAX 087-822-7580

福祉医療費助成事業一覧表

子育て支援等医療費助成事業(平成26年8月1日より追加)

| 市町名 | 公費負担者番号 | 入院 | 入院外 | 自己負担額 | 食事・生活療養費 | 備考 |
|-----|-----------------|----|-----|-------|----------|-----------------------------------|
| 高松市 | 8 1 3 7 0 0 1 7 | ○ | × | なし | × | 小学校から中学校卒業まで (乳幼児医療(就学前)は変更なし) |
| 直島町 | 8 1 3 7 0 6 8 6 | ○ | ○ | なし | × | 小学校から中学校卒業まで (乳幼児医療(就学前)は変更なし) |

ひとり親家庭等医療費助成事業(平成26年8月1日より追加)

| 市町名 | 公費負担者番号 | 入院 | 入院外 | 自己負担額 | 食事・生活療養費 | 備考 |
|------|-----------------|----|-----|-------|----------|---------------------------------------|
| 高松市 | 8 3 3 7 0 0 1 5 | ○ | ○ | なし | × | |
| 丸亀市 | 8 3 3 7 0 0 2 3 | ○ | ○ | なし | × | |
| 善通寺市 | 8 3 3 7 0 0 4 9 | ○ | ○ | なし | × | |
| 直島町 | 8 3 3 7 0 6 8 4 | ○ | ○ | なし | × | |
| 直島町 | 8 4 3 7 0 6 8 3 | ○ | ○ | あり | × | 自己負担上限額:入院1,000円 入院外500円 保険薬局なし |
| 宇多津町 | 8 3 3 7 0 7 3 4 | ○ | ○ | なし | × | |

重度心身障害者等医療費助成事業(平成26年8月1日より追加)

| 市町名 | 公費負担者番号 | 入院 | 入院外 | 自己負担額 | 食事・生活療養費 | 備考 |
|------|-----------------|----|-----|-------|----------|---------------------------------------|
| 高松市 | 8 6 3 7 0 0 1 2 | ○ | ○ | なし | × | |
| 直島町 | 8 6 3 7 0 6 8 1 | ○ | ○ | なし | × | |
| 直島町 | 8 7 3 7 0 6 8 0 | ○ | ○ | あり | × | 自己負担上限額:入院1,000円 入院外500円 保険薬局なし |
| 宇多津町 | 8 6 3 7 0 7 3 1 | ○ | ○ | なし | × | |

①上記市町につきまして、現行の乳幼児医療費助成事業と同様に福祉医療費助成事業の現物給付を平成26年8月1日から実施します。上記の○が現物給付対象となり、乳幼児医療費と同様に併用レセプトでの請求が可能になります。請求方法、レセプトの記載等については、乳幼児医療費と同様の取扱いです。

②現物給付化により患者の窓口負担は不要となりますが、一部の助成事業については上限額まで徴収する必要がありますので注意してください。

③併用レセプトで請求できる医療保険者は、後期高齢者医療を除く全ての医療保険者となります。(平成26年8月1日より乳幼児医療費助成事業も、同様の取り扱いとなります)

④併用レセプトで請求できる採扱は、医科・歯科・調剤・訪問看護となります。

⑤「小学校から中学校卒業まで」とは、7歳に達する年度の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までです。